

BizHik@ri 光サービス契約約款

第1条（約款の適用）

株式会社電算システム（以下、「当社」といいます。）は、この BizHik@ri 光サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、BizHik@ri 光サービス（以下、「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。本サービスの利用については、本約款ならびにその他の個別規定および追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。また、本サービスは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の電気通信回線を用いております。本サービス利用契約、BizHik@ri 光電話利用規約、その他の個別規定および追加規定に規定がないものは、両社のサービス契約約款に準じます。

第2条（本約款の変更）

当社は、本約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。また、約款の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載された時点をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2)電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3)IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換をおこなうための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備にならびにこれらの附随設備をいいます。以下同じとします。）
(4)BizHik@ri 光サービス（本サービス）	IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
(5)取扱所交換設備	特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
(6)申込者	本サービス利用契約の申込みをした者
(7)契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者
(8)契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(9)端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
(10)自営端末設備	契約者が設置する端末設備

(11)自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(12)特定事業者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
(13)技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件
(14)消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額

第 4 条（契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申込みをし、当社が承諾し、当社所定の方法によりご利用内容のご案内を発信した時に成立するものとします。
2. 本サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 5 条（契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごと 1 の本サービス利用契約を締結します。

第 6 条（サービスの提供区域）

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

第 7 条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本サービス利用契約の申込みを承諾するときは、受け付けた順序に従って審査します。審査が通過したものは、第 2 条（本約款の変更）に基づき申込者に通知します。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)本サービス利用契約の申込者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (2)書類上に必要事項の記入漏れまたは虚偽の内容があるとき。
 - (3)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4)本サービス利用契約の申込者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (5)第 40 条（利用に係る契約者の義務）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (6)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 8 条（契約の変更）

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスのメニューの変更の申込みをすることができます。
2. 当社は前項の申込みがあったときは、第 7 条（契約申込の承諾）の定めに基づき取り扱います。

第 9 条（契約者の地位の継承）

- 1.相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- 2.前項の場合に、地位を承継した者が2人以上の場合は、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、当社所定の書面にて届け出ていただきます。当該代表者を変更したときも同様に届け出ていただきます。
- 3.当社は、前項の定めによる届出があるまでの間、地位を承継された者、または、地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱うことができるものとします。

第10条（契約者の氏名等の変更）

- 1.契約者は、本サービス利用契約の申込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
- 2.契約者は、婚姻その他の親族法上の行為により姓の変更等が生じた場合、および当社が特に承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
- 3.契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 4.技術的条件等から、当社が契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該契約者は、本約款に従い解約の手続をとるものとします。
- 5.契約者による前各項の届出がなかったことにより、当該契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第11条（権利の譲渡等の禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第12条（契約者が行う本サービス利用契約の解除）

契約者は、あらかじめ当社に書面にて通知することにより、本サービス利用契約を解除することができるものとします。

第13条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

- 1.当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
 - (1)第18条（利用停止）第1項の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2)当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。
 - (3)契約者の名義変更、または地位の承継があったとき。
 - (4)当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
 - (5)契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認したとき。
- 2.当社は、契約者が第18条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、同条の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。

- 3.当社は、契約者において、破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立てその他これに類する事由の発生を知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
- 4.当社は、前三項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5.契約者は、当社が本条第1項または第3項の規定によって本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じたとして、当社は一切責任を負わないものとします。
- 6.当社が、本条第1項または第3項の規定によって本サービス利用契約を解除したことに伴い、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に費用を要することとなった場合であっても、当該費用は、契約者に負担していただきます。
- 7.当社が、本条第1項または第3項の規定により、本サービス利用契約を解除した場合でも、契約者は、当社のホームページ上に定める工事費を支払うものとします。

第14条（端末設備の提供）

当社は、契約者から請求があった場合は、当社のホームページ上に定めるところにより端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第15条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があった場合は、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第16条（端末設備の返還）

当社から前条に基づき端末設備の貸与を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を当社または特定事業者が指定する場所へ速やかに返還するものとします。

- (1)本サービス契約の解除があったとき。
- (2)本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。
- (3)その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第17条（利用中止）

- 1.当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1)当社の電気通信設備の保守上もしくは工事上、または本サービスの品質確保のため、やむを得ないとき。
 - (2)第20条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3)当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（利用停止）

- 1.当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 29 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
 - (2)当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3)第 40 条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。
 - (4)当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5)契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6)前各号のほか、本約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2.当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条（契約者回線等の提供ができなくなった場合の措置）

- 1.当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線等の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
- 2.当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知するものとします。

第 20 条（通信利用の制限等）

- 1.当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
- 2.契約者は当社に対し、前項の規程に基づき契約者回線等の利用が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできないものとします。

第 21 条（料金および工事等に関する費用）

- 1.当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、当社のホームページ上に定めるところによります。
- 2.当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、当社のホームページ上に定めるところによります。
- 3.当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、当社のホームページ上に定めるところによります。

第 22 条（利用料金等の支払い義務）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、当社のホームページ上に定める利用料金を支払うものとします。
2. 第 18 条 (利用停止) の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中において、当社のホームページ上に定める利用料金を支払うものとします。
3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中において、当社のホームページ上に定める利用料金を支払うものとします。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

4. 当社は、支払いを要しない利用料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 23 条 (工事費の支払い義務)

1. 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社のホームページ上に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し (以下、この条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、当社のホームページ上に定める工事費を支払うものとします。

第 24 条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る手続きを申込み、当社がその承諾を受け付けたときは、当社のホームページ上に定める手続きに関する料金を支払うものとします。

第 25 条 (残工事費の請求)

当社は、フレッツ光から本サービスへの転用を行った契約者であって、転用完了時においてフレッツ光に係る初期工事費を完済していない契約者に対して、当該未払額を請求させていただくものとします。この場合、当該契約者は、当該未払額につき、転用完了後に一括払いを行うか分割払いを行うかを選択することができるものとし、分割払いを選択した場合は、当該未払額を月ごとの支払額で除することにより求められる残月数に 2 カ月分を加えた月数に対し、月ごとの支払額を乗じた金額を支払うものとします。

第 26 条 (料金の計算方法等)

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、当社のホームページ上に定めるところによります。

第 27 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第 28 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第 29 条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を当社が譲り受け、同債権を請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱うものとします。
4. 契約者は、契約者が第 1 項または第 2 項の定めにより譲渡された債権に係る債務を、当該債権の譲受人が定める支払期日までに支払わないときは、支払いがない旨等の情報を、当該債権の譲渡人と譲受人との間で共有する可能性があることについて、同意するものとします。

第 30 条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社または特定事業者の設置したものに限ります。）を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 31 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第 32 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消

費税相当額を加算した額とします。

第 33 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社または特定事業者の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電量の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます）
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

第 34 条（責任の制限）

- 1.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応えるものとします。
- 2.前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3.当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しないものとします。

第 35 条（免責）

- 1.当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。
- 2.当社は、本約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造

等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

- 3.当社は、契約者が BizHik@ri 光サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、弊社を一切免責するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により当該契約者に損害が生じた場合は、この限りではありません。
- 4.当社は、不可抗力により生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により本サービスの利用に関し契約者または第三者に損害が生じた場合には、この限りではありません。

第 36 条 (通信速度の非保証)

契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。当社は、本サービスの通信速度についていかなる保証も行いません。

第 37 条 (損害賠償額の上限)

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 38 条 (特定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

- 1.契約の申込みの承諾を受けた者または利用権を譲り受けることの承諾を受けた者(以下、この条において「契約者等」といいます。)は、当社が別に定める事業者(電気通信事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします)がそれぞれ定める契約約款の定めに基づいて、その事業者と電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。
- 2.前項の定めにより契約を締結した者は、該当する事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その事業者の契約約款に基づいて、その料金を支払うものとします。

※本条第1項の規定は、当社が別に定める本サービスについて準用します。

第 39 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、そ

の理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 40 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第 41 条（契約者からの契約者回線の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者が提供するものとします。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第 42 条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

第 43 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 44 条（閲覧）

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 45 条（附帯サービス）

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第 46 条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等と密接な関係を有する者（併せて以下、「反社会的勢力関係者」といいます。）ではないこと、反社会的勢力関係者でなかったこと、反社会的勢力関係者を利用しないこと、反社会的勢力関係者を名乗るなどして当社の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、契約者の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力

関係者でないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに当社にその事実を報告するとともに、速やかに違反を改善する措置を取り、当社に結果を報告するものとします。
3. 当社は、契約者が第1項に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することもなく、直ちに本サービスの全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 前項の定めにより、本契約を解除したときは、当社は契約者に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要せず、当社に損害が生じたときは、契約者はその損害を賠償しなければならない。

第47条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第48条（個人情報の保護）

当社は、本サービス利用契約に関連して、契約者から開示された個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条1項に定めるもの）に関して、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に則って取り扱うものとします。

第49条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、その旨を相当期間前に契約者に告知します。

第50条（管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、岐阜地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第51条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

附則

本約款は、平成27年5月1日から実施します。